

別紙

諮問第1595号

答 申

1 審査会の結論

「警察職員等の援助要求について」外81件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う全国からの警察応援部隊派遣の依頼文書とその根拠及び全国警察の承諾文書並びに全国警察の派遣人数がわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年9月30日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年1月14日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和4年10月6日に理由説明書を収受し、同月27日（第204回第三部会）及び同年11月22日（第205回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 警察職員等の援助要求について

警察法（昭和29年法律第162号）60条1項では、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」と定めている。

これに基づき、東京都公安委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催に際し、外国要人警護等の警備諸対策を的確に推進し、安全安心な大会開催に万全を期すことを目的として、各道府県警察に警護部隊等の派遣の要求（以下「援助要求」という。）を行い、また、東京2020大会が無観客で開催されるようになったことを踏まえ、その要求の一部取下げを行った。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、東京都公安委員会が関係道府県公安委員会へ宛てた援助要求の文書及び当該援助要求の一部取下げを行った文書、並びに当該援助要求に対し関係道府県公安委員会が東京都公安委員会へ回答した文書について、それぞれの写し（以下、まとめて「本件対象公文書」という。）を取得し、保有しているとのことであり、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定した。

実施機関は、本件対象公文書について、「警察職員の氏名」は条例7条2号及び4号に該当し、「警察電話の内線番号」は同条6号に該当し、「上記以外の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報」という。）は同条4号に該当するとして非開示とした。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、実施機関が本件一部開示決定を行った時点では東京2020大会は終了しており、また、オリンピック・パラリンピック競技大会といったものは通常の定期的な行事と同様に扱うことができず、さらに、東京2020大会の警備に従事する警察官の人数は報道されている旨、主張する。

実施機関は、本件非開示情報には、東京2020大会開催に伴う警備（以下「本件警備」という。）における警備対策、公安対策、地域対策、交通対策等の諸対策（以下、まとめて「諸対策」という。）への派遣人員及び派遣期間等に関する情報が記載されている旨、説明する。

また、実施機関によると、派遣人員は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における諸対策の具体的な任務、現地の地理地勢、その他対策の実態等を総合的に勘案した上で決定し、また、派遣期間は、派遣先及び派遣元の体制、諸対策の具体的な内容、情勢等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

実施機関は、これを公にすることとなると、テロ等犯罪行為を企図する者が実例として研究、分析することで派遣期間を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の諸対策における不法行為が容易になるおそれがある旨、説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、本件警備における警護部隊、警備実施部隊、交通部隊等の派遣人員及びその派遣期間等に関する情報であると認められる。

次に、審査会が確認したところ、警察庁が発行している「治安の回顧と展望（令和3年版）」において、本件警備に際し構築された警備体制のうち、「約1万1,600人」が全国から警視庁に派遣された部隊である旨、記載されていた。

しかし、本件非開示情報のうち派遣人員に係る情報は、警護部隊、警備実施部隊等、個別の部隊ごとに関する情報であることから、警察庁が公表する情報とは異なり、本件警備における諸対策ごとの警察力の規模、部隊編成を推測できる情報であると認められる。

これらを踏まえると、本件非開示情報は、本件警備における諸対策ごとの警察力の規模、部隊編成及び派遣期間等について、並びにそれらに対する実施機関の判断及び運用の基準等について明らかとなる情報であると認めることができ、また、たとえ本件警備が既に終了していても、同情報を研究、分析することで、今後の同種又は類似の警備に係る援助要求等について、一定程度推測することができる情報であると認めることができることから、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

エ その他の非開示部分の非開示妥当性について

審査請求書によると、審査請求人は、本件非開示情報について開示を求める旨主

張し、その他の非開示部分に関する主張はしていないが、審査会は、その他の非開示部分の非開示妥当性についても、念のため、以下検討する。

警察職員の氏名については、審査会が実施機関に確認したところ、管理職ではない警察職員の氏名とのことであり、条例7条2号本文に該当する。実施機関では、管理職である警察職員の氏名は慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名は慣行として公にしていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、同氏名は、条例7条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、警察電話の内線番号については、審査会が実施機関に確認したところ、一般に公にしていないとのことであり、これを公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ